

# フードビジネス商品開発・ブラッシュアップ支援事業実施要領

令和2年6月2日制定  
公益財団法人宮崎県産業振興機構

## 第1 趣旨

事業の実施に当たっては、フードビジネス商品開発・ブラッシュアップ支援事業交付要綱（令和2年6月1日公益財団法人宮崎県産業振興機構制定）（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業計画書の作成

交付要綱第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、事業計画書及び予算明細書を作成し、公募期間内にフードビジネス推進課に提出するものとする。

## 第3 事業計画の審査

第2の提出された事業計画書は、審査員による審査会を開催し、事業計画内容の適否について審査するものとする。

## 第4 審査会及び事業採択

審査会の審査に当たっては、次の各号に掲げる基準などを総合的に勘案し、別に定める採択基準に基づいて、予算の範囲内で採択するものとする。

- 一 商品コンセプト（宮崎らしさはあるか・宮崎産の素材に付加価値を付けているか）
- 二 市場性（市場ニーズはあるか）
- 三 実現可能性（商品化の見込みがあるか。）
- 四 価格の妥当性（価格帯は適正か・原価計算は出来ているか）
- 五 補助の必要性（補助により、自社で解決できない問題点が解決できるか）

※商品開発・改良商品について、原則としてMIYAZAKI FOOD AWARDへの参加を事業の終了とすることを条件とする。

- 2 審査会の結果に基づき、事業の実施が適当と認められる事業計画については、別記様式により補助対象者に通知するものとする。

## 第5 補助金交付の手続

第4の2の通知を受けた補助対象者は、交付要綱第5条第1項の規定により補助金の交付の申請を行うものとする。

## 第6 指導及び助言

補助事業の実施に当たっては、採択事業毎に担当コーディネーターを配置し、補助事業者に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は公益財団法人宮崎県産業振興機構理事長が定める。

（附 則）

- 1 この要領は、令和2年6月2日から施行する。

別記様式

番 号  
年 月 日

事業者 様

公益財団法人宮崎県産業振興機構  
理事長

フードビジネス商品開発・ブラッシュアップ支援事業の事業計画について

このことについて、下記の事業計画について補助事業の実施対象とすることにしましたので通知します。

なお、事業実施にあたっては、フードビジネス商品開発・ブラッシュアップ支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、令和 年 月 日までに補助金交付申請書を提出してください。

記

事業の名称